

# 聴覚や発話に障がいのある方のための NET119 緊急通報システム



## NET119 緊急通報システムとは？

NET119 緊急通報システム（以下 NET119）は、聴覚や発話に障害のある方のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。



## ご利用できる方について

当消防本部が管轄する地域（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）に在住、在勤又は在学している方で、聴覚、発話等の障がい等により、音声で会話することが困難な方が利用出来ます。

※原則として、障がい者手帳の交付を受けている方のみとしております。



## 登録方法について

NET119 は事前登録制です。

以下のものをお持ちのうえ、下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課までお越しください。

- ・登録するスマートフォン・携帯電話（インターネット利用可能なもの）
- ・「NET119 緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼承諾書」（以下 「申請書兼承諾書」）
- ・障がい者手帳

- (1) 「申請書兼承諾書」を入手  
リンク先からのダウンロードまたは下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課で配布しています。
- (2) 迷惑メール設定の確認  
迷惑メールなどの設定している場合には、設定を変更しないと使用できない場合があります。【 [web119.info](http://web119.info) 】のドメインからメールを受信できるように設定してください。  
設定方法がご不明な場合には、携帯電話・スマートフォンの購入店にお問い合わせください。その際、「ご利用に必要なメールの受信設定について」をご持参ください。

- (3) 「申請書兼承諾書」、登録するスマートフォンまたは携帯電話、障がい者手帳を持参  
「申請書兼承諾書」に必要事項をご記入のうえ、下北地域広域行政事務組合消防本部通信  
指令課まで持参ください。

ご登録の際は、通信指令課員が筆談等で対応いたしますが、手話通訳が必要な方はご自身で手配して  
いただくようお願いいたします。

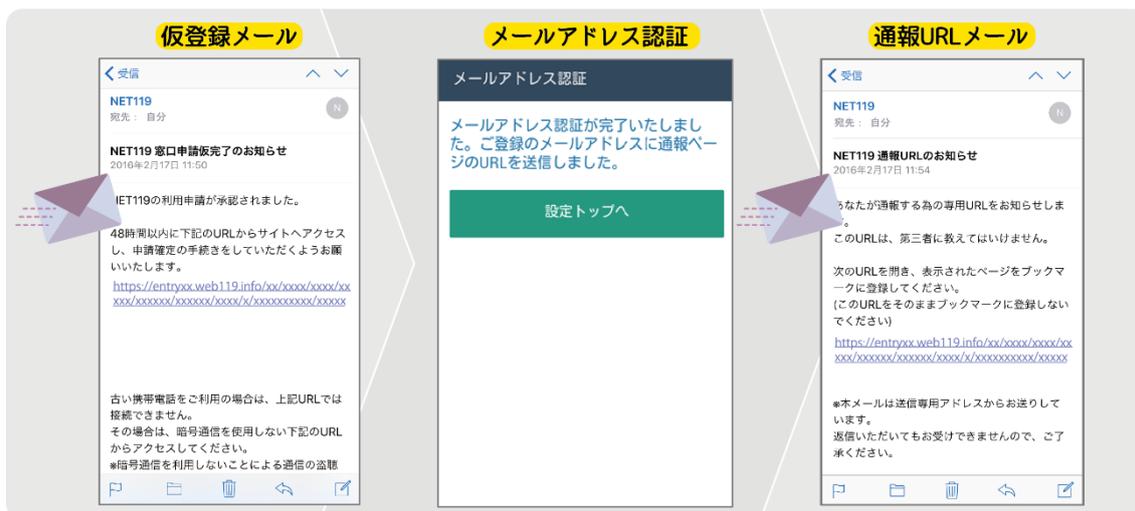
「申請書兼承諾書」は、必要事項を記入の上お越しくください。事前にご来庁日時を FAX 等でご連絡  
頂けますと登録がスムーズです。

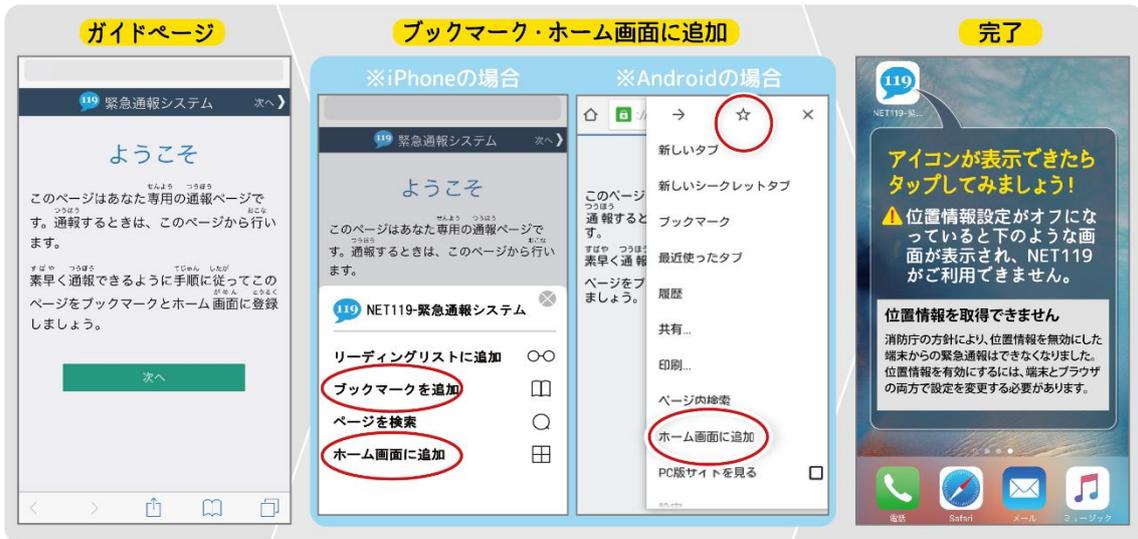
(各消防署・消防分署・最寄りの各市町村福祉窓口でも対応可能ですが、システム登録上、通信指  
令課窓口へお越しいただくか、日時を改め、各消防署・消防分署・最寄りの各市町村福祉窓口にお  
越しいただき、通信指令課員が出向し対応する場合がございます。)

## 登録から利用開始までの流れ

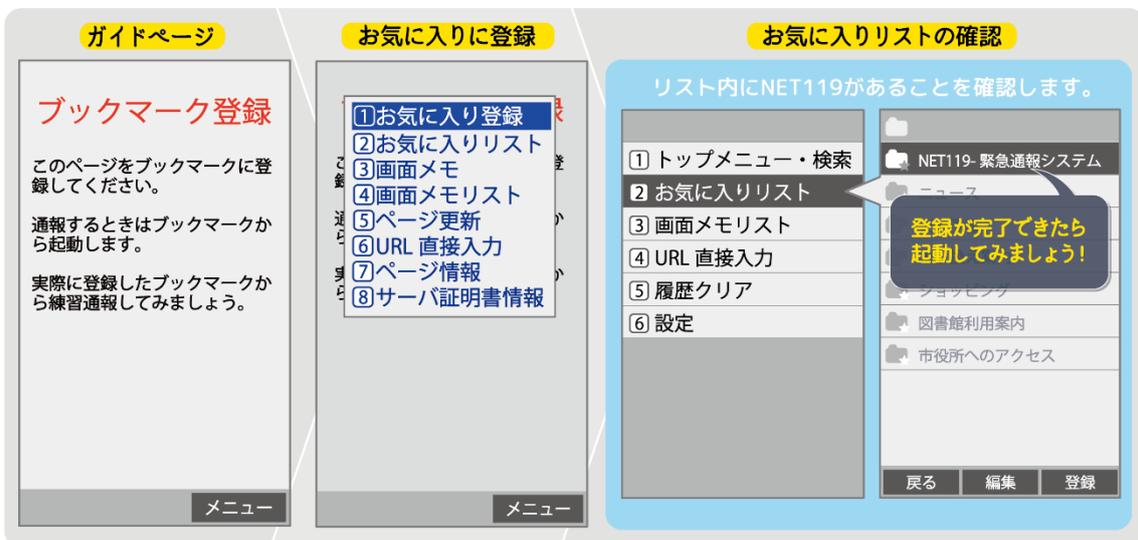
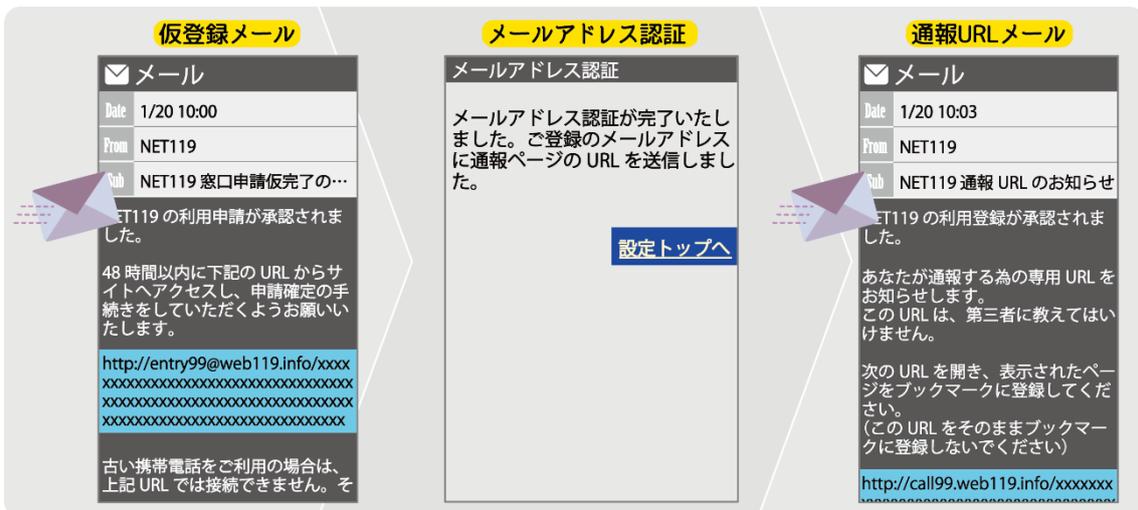
申請手続きが完了すると、仮登録メールが届きます。仮登録メールの案内に従い、メールアドレス  
認証を行います。その後、登録者専用の通報 URL が届きます。その通報 URL にアクセスし、表示さ  
れたガイドに従ってブックマーク（お気に入り）・ホーム画面登録を行います。また、端末およびブ  
ラウザアプリの位置情報設定は必ずオンにしてください。

### <スマートフォンの場合>





<携帯電話の場合>



## 緊急通報の手順について

ホーム画面やブックマークからすぐに通報できます。通報時、今いる場所の位置情報を自動的に送信することができます。(通報は位置情報設定がオンになっている必要があります。オフの場合は通報できませんので、常時オンにしておいてください。) 通報後、チャット機能をつかって現在の状況を消防に伝えることができます。

### <スマートフォンの場合>

#### 通報の流れ (スマートフォン)



### <携帯電話の場合>

#### 通報の流れ (携帯電話)

携帯電話では、ブックマーク・ショートカット設定などからブラウザを表示し、“数字ボタンキー”操作のみで通報することが可能です。



## ご利用可能な携帯電話・スマートフォン

NET119は、NTT ドコモ・KDDI au・ソフトバンク・楽天モバイル等の携帯電話・スマートフォンで利用することができます。

インターネット接続機能とメールを使用します。

また、迷惑メールの設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合がありますのでご注意ください。

このほか、タブレットPC や上記以外の携帯電話会社の携帯電話・スマートフォンで利用できる場合もあります。

## NET119 のよくあるご質問と答え

Q 誰が利用できますか？

A むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村に在住、在勤又は在学している方で、聴覚、発話等の障がい等により、音声で会話することが困難な方が利用できます。  
※原則として、障がい者手帳の交付を受けている方のみとしております。

Q お金はかかりますか？

A 携帯電話・スマートフォンの通信料をご負担ください。その他の費用はかかりません。

Q どんな携帯電話・スマートフォンでも通報可能ですか？

A NTT ドコモ、KDDI au、ソフトバンク・楽天モバイル等の携帯電話・スマートフォンを利用することができます。また、各社のインターネットサービス（iモード、spモード、EZweb、Yahoo!ケータイなど）やメールサービスに加入している必要があります。

Q 利用を開始するには、どの窓口にご相談するのですか？

A 下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課にご相談ください。

Q 登録後、携帯電話・スマートフォンの機種を変えた場合は？

A 携帯電話・スマートフォンの機種変更に限らず、事前登録内容に変更が生じた場合は、下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課へお越しくください。変更の申請を行わないと通報できない場合があります。

問い合わせ先

下北地域広域行政事務組合消防本部 通信指令課

住所：青森県むつ市小川町二丁目14番1号

FAX：0175-22-0114 TEL：0175-33-1063